

議案第47号

沼田市勤労者団体シェアスペース条例の制定について

沼田市勤労者団体シェアスペース条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

沼田市長 星野 稔



沼田市勤労者団体シェアスペース条例

(設置)

第1条 勤労者の福祉の増進に資するため、勤労者団体が行う活動の場として、沼田市勤労者団体シェアスペースを設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 勤労者 職業の種類を問わず、事業主に雇用される者
- (2) 勤労者団体 勤労者又は勤労者であった者が主体となって組織する団体

(名称及び位置)

第3条 沼田市勤労者団体シェアスペース（以下「シェアスペース」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沼田市勤労者団体シェアスペース

位置 沼田市下之町888番地

(使用できない日)

第4条 シェアスペースを使用できない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間)

第5条 シェアスペースの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(使用対象者)

第6条 シェアスペースを使用できる者は、市内に所在する勤労者団体とする。ただし、市長が特に必要があると認めた者については、この限りでない。

(使用の許可)

第7条 シェアスペースを使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、シェアスペースの管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、シェアスペースの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 専ら営利を目的として使用すると認められるとき。
- (3) 施設又はこれに附帯する設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治活動又は宗教活動に使用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を中止させ、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによつて損害を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

（使用料）

第10条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、シェアスペースの使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権利の譲渡等の禁止）

第13条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により使用の中止若しくは許可の取消しの処分を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、故意又は過失により、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく使用の許可に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

(沼田市勤労者会館の設置及び管理に関する条例の廃止)

3 沼田市勤労者会館の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第21号）は、廃止する。

別表（第10条関係）

施設区分	使用料
シェアスペース	4時間以内 220円
	日額 550円

備考 勤労者団体以外の者が使用するときは、この表に定める使用料の2倍の額とする。

